

○茨城県警察交通機動隊の運営に関する訓令

昭和46年7月8日
本部訓令第13号

[沿革] 昭和48年3月本部訓令第3号、53年3月第1号、54年3月第5号、55年3月第6号、5月第9号、56年3月第7号、60年9月第12号、62年3月第8号、平成元年8月第11号、4年7月第11号、6年3月第14号、7年3月第7号、11年3月第3号、13年3月第1号、15年3月第6号、19年3月第4号、11月第30号、12月第32号、22年3月第5号、26年2月第1号、3月第6号改正

茨城県警察交通機動隊規程を次のように定める。

茨城県警察交通機動隊の運営に関する訓令

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察交通機動隊(以下「交機隊」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 交機隊は、自動二輪車及び普通乗用自動車(以下「取締用車両」という。)により道路における交通の機動的指導取締りを行い、もって交通の安全と秩序の維持に当たることを主たる任務とするほか、必要により警戒、検索その他の警察活動に当たるものとする。

第3条 削除

第2章 運営

第4条 削除

(連絡協調)

第5条 交通部交通機動隊長(以下「隊長」という。)は、第2条の任務の遂行に当たっては、所属長(茨城県警察処務に関する訓令(昭和46年茨城県警察本部訓令第10号)第2条第2号に規定する所属長をいう。以下同じ。)と連絡を密にしなければならない。

(派遣要請)

第6条 所属長は、交通指導取締り、警戒、検索その他の警察活動のため、交機隊の隊員(以下「隊員」という。)の派遣を必要とするときは、派遣要請書(様式第1号)により、隊長を経由して警察本部長に要請するものとする。

2 前項の規定により派遣された隊員は、派遣を要請した所属長の指揮を受けるものとする。

第3章 勤務

(勤務の種別)

第7条 隊員の勤務は、基本勤務、教養訓練及び特別勤務とする。

(基本勤務)

第8条 基本勤務は、機動警ら、在所及び車両整備とする。

2 機動警らは、原則として昼間は単独で、夜間は2名1組で、隊長が交通事故の発生状況その他交通情勢を勘案して定める機動警ら路線において、交通指導取締り及び交通監視を行うものとする。

- 3 在所は、勤務箇所のほか、警察署、交番等の警察施設において、諸報告、書類作成等の事務を行うものとする。
- 4 車両整備は、取締用車両の点検又は整備を行うものとする。

(教養訓練)

第 9 条 教養訓練は、訓示、技能訓練その他職務遂行上必要な教育を行うものとする。

- 2 教養訓練は、職務倫理の確立、適正な職務執行能力の向上、交通事故防止、受傷事故防止等を目的として実施するものとする。
- 3 教養訓練を行うに際しては、自ら考え、工夫する姿勢を養わせるものとする。

(特別勤務)

第 10 条 特別勤務は、基本勤務及び教養訓練以外の勤務とする。

(勤務制)

第 11 条 隊員の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隊長、副隊長、中隊長、県西方面隊長及び庶務担当者の勤務制は、茨城県警察職員の勤務時間に関する訓令(昭和29年茨城県警察本部訓令第8号。以下「訓令」という。)第1条に規定する勤務とする。
- (2) 前号以外の隊員の勤務制は、日勤制とする。ただし、隊長は、必要により交替制により勤務させることができる。

(勤務時間等の割振り)

第 12 条 前条第2号の規定により勤務する隊員の週休日及び勤務時間の割振り単位期間(訓令第2条第1項に規定する割振り単位期間をいう。)は、4週間とする。

- 2 前条第2号の規定により勤務する隊員の基本勤務の勤務時間割は、原則として別表に定めるとおりとする。
- 3 隊長は、必要と認めるときは、前項の勤務時間割を変更することができる。
- 4 教養訓練及び特別勤務の勤務時間割は、隊長が別に定めるものとする。

(月間活動計画)

第 13 条 隊長は、月間活動計画を作成するものとする。

- 2 隊員は、前項の月間活動計画により勤務できない場合は、隊長に報告して、その指揮を受けなければならない。ただし、急を要し指揮を受けるいとまがないときは、事後において速やかに報告しなければならない。

(報告等)

第 14 条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに隊長にその状況を報告しなければならない。

- (1) 負傷、疾病等で乗務に支障が生じるおそれがあるとき。
- (2) 交通事故の当事者となったとき。
- 2 隊員は、事件若しくは事故現場に臨場し、又は被疑者を追跡しようとするときは、地域部通信指令課に連絡しなければならない。

(教養訓練の実施)

第 15 条 隊長は、毎月1回以上隊員を招集して、教養訓練を行うものとする。

- 2 隊長は、新たに隊員になった者に対して、交通取締り、車両運転等に関する教養及び技能訓練を期間を定めて行わなければならない。

(日誌)

第 16 条 隊員は、勤務日誌(様式第2号)を備え、所定の事項を記載しておかなければならない。

第 17 条 削除

第4章 服務

(勤務心得)

第18条 隊員は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項に留意して勤務しなければならない。

- (1) 取締用車両、装備資器材等の日常点検及び整備を実施するとともに、その取扱いに習熟して、活用を図ること。
- (2) 出動前には準備体操、慣熟走行等を励行すること。
- (3) 運転に当たっては、道路、交通等の状況に応じた安全運転に徹すること。
- (4) 重大な事件又は事故が発生した際は、早期臨場し、警戒、検索等の警察活動を実施すること。
- (5) 常に、機動警ら路線における事件又は事故の発生状況、災害危険箇所、重要防護施設等の実態把握に努めるとともに、公共の安全のために応急の措置を執る必要があると認める場合は、速やかにその措置を講じ、当該措置を講じた場所を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)に連絡すること。
- (6) 言語及び態度に注意し、指導取締りを受ける者の理解を得られるように努めること。

第19条 削除

第5章 事件事故等の処理

(交通事故の取扱い)

第20条 隊員は、人身交通事故を認知した場合は、被害者の救護、現場保存その他応急の措置を講ずるとともに管轄警察署に連絡し、署員の臨場を待つてこれに引き継ぐものとする。

2 隊員は、物件交通事故を認知した場合は、交通障害の除去に努めるとともに、必要な捜査を行い、物件事故報告書等を作成した上、管轄警察署へ引き継ぐものとする。ただし、継続捜査を要する場合は、管轄警察署に連絡し、署員の臨場を待つてこれを引き継ぐものとする。

(犯罪の取扱い)

第21条 隊員は、次の事件、事故等を取り扱ったときは、原則として逮捕地又は当該事案発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

- (1) 刑事事件及び交通関係法令違反事件の被疑者を逮捕し、又は検挙したとき。
- (2) 犯罪を捜査して証拠を入手し、又は関係書類を作成したとき。
- (3) 泥酔者、迷い子等を保護し、又は救護したとき。

第6章 雜則

(細目)

第22条 この訓令の実施に関し必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。
- 2 茨城県警察交通機動巡ら隊規程(昭和42年茨城県警察本部訓令第15号)は、廃止する。

附 則 (昭和48年3月12日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第1号)

- 1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則 (昭和54年3月8日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和55年5月28日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月19日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和60年9月26日本部訓令第12号）

- 1 この訓令は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（平成元年8月15日本部訓令第11号抄）

- 1 この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成4年7月10日本部訓令第11号）

この訓令は、平成4年7月12日から施行する。

附 則（平成6年3月30日本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日本部訓令第7号抄）

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月11日本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年3月18日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成13年3月19日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従つて読み替えて適用するものとする。

附 則（平成15年3月12日本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月12日から施行する。

附 則（平成19年3月29日本部訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月28日本部訓令第30号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成19年12月26日本部訓令第32号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月4日本部訓令第1号）

この訓令は、平成26年2月4日から施行する。

附 則（平成26年3月5日本部訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

<別表、様式略>